

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

東北（青森）国民年金 事案 1909（東北（青森）国民年金事案 1856 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

前回の申立てにおいて、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが、私は、3年間も国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

今回、申立期間当時の夫の源泉徴収票が見付かり、資料として提出するので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）、B市の国民年金納付記録（電子データ）等によれば、申立期間の国民年金保険料はいずれも未納と記録されていること、ii) 申立人は申立期間当時、複数の金融機関において国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、複数の金融機関が同時期に事務処理を続けて誤るとは考え難い上、申立期間は36か月にわたり、これだけ長期間の事務処理を行政が続けて誤るとも考え難いこと、iii) 申立人は3か月ごとの納期限に遅れることなく国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人の保険料納付済期間のうち、納付日が分かる期間の保険料の一部について、過年度納付及び複数回の納期限後の納付が行われていることが確認できるほか、A市では昭和58年4月1日に納期限を3か月ごとから毎月に変更していることが確認できることから、申立人の主張は当時の制度と相違していること、iv) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は

見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づく平成 26 年 4 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、その夫に係る昭和 57 年、58 年、60 年、61 年、63 年及び平成元年分の給与所得の源泉徴収票を資料として提出し、再申立てしているところ、昭和 58 年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額の「申告による控除分」の欄には「69,960 円」の記載が確認でき、この金額は、昭和 58 年度の国民年金保険料（12 か月分）の総額と一致する上、申立人は、「申立期間当時、親とは別に住んでおり、生計は別であった。」と述べていることを踏まえると、この金額は申立人の国民年金保険料以外には考え難いことから、申立人は申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料を納付していたことがうかがえる。

一方、申立人は、その夫に係る昭和 59 年分の源泉徴収票は保存しておらず、同年分の社会保険料控除の状況について確認することができない。

また、昭和 60 年及び 61 年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額の「申告による控除分」の欄に金額の記載は無く、「給与等からの控除分」の欄に記載された金額と、申立人の夫が給与の支払事業所から控除された社会保険料額を試算した額にそれぞれ 10 万円程度の差額が生じ、いずれも昭和 59 年度及び 60 年度の国民年金保険料（各 12 か月分）の総額を上回っているものの、申立人が国民年金の第 3 号被保険者該当により保険料の納付を要さない昭和 63 年及び平成元年分の源泉徴収票のいずれにおいても、「給与等からの控除分」の欄の金額と当該試算額にそれぞれ 10 万円以上の差額が生じていることを踏まえると、昭和 60 年及び 61 年分の源泉徴収票の「給与等からの控除分」の欄の金額に申立人の国民年金保険料が含まれているとまでは判断できず、申立期間のうち、59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料が納付されたとまで推認することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 10 日  
② 平成 16 年 12 月 15 日  
③ 平成 17 年 8 月 10 日

私は、申立期間①から③までについて、A株式会社から賞与を支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、B株式会社から提出された賞与支給試算資料により、申立人は、当該期間に係る賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、上記賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

また、申立期間①から③までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間①は平成 16 年 8 月 10 日、申立期間②は同年 12

月 15 日、申立期間③は 17 年 8 月 10 日とすることが相当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B 株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 10 日  
② 平成 16 年 12 月 15 日  
③ 平成 17 年 8 月 10 日

私は、申立期間①から③までについて、A株式会社から賞与を支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、B株式会社から提出された賞与支給試算資料により、申立人は、当該期間に係る賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、上記賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間①から③までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間①は平成 16 年 8 月 10 日、申立期間②は同年 12

月 15 日、申立期間③は 17 年 8 月 10 日とすることが相当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B 株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和49年6月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年6月から49年5月までの標準報酬月額については、48年6月から同年10月までは13万4,000円、同年11月及び同年12月は19万円、49年1月から同年5月までは20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月25日から49年12月1日まで  
国の記録では、私の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和48年6月25日となっているが、49年12月1日にB株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の具体的な記憶及び複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、昭和49年6月25日と記録されていたが、同年12月19日付けで48年6月25日に遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日は昭和48年6月25日と訂正されているにもかかわらず、同名簿には当該資格喪失日以降の同年10月の定時決定、49年1月の随時改定及び同年10月の定時決定が記録されており、当該定時決定及び随時改定の記録を踏まえると、申立人が48年6月25日に資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、日本年金機構は、申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、「紙台帳検索システム等で確認したところ、名簿の資格喪失日は、昭和49年6月25日から48年6月25日に訂正されているが、当時の事情が分かる資料が無く、詳細は不明である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年6月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、49年6月25日であると認められる。

なお、昭和48年6月から49年5月までの標準報酬月額については、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、48年6月から同年10月までは13万4,000円、同年11月及び同年12月は19万円、49年1月から同年5月までは20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和49年6月25日から同年12月1日までの期間については、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿によると、同社は平成18年6月30日に解散している上、申立期間当時の事業主及び経理担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は23年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和23年12月30日であると認められることから、上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月30日に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC株式会社D支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和30年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から23年12月30日まで  
② 昭和30年4月26日から同年5月7日まで

申立期間①について、年金事務所から、昭和19年10月1日から21年5月1日までがA株式会社B事業所における厚生年金保険の被保険者期間であることから記録訂正が必要であるとの連絡を受けた。

しかし、私は、昭和23年12月30日にE株式会社F営業所（現在は、C株式会社）において厚生年金保険被保険者資格を取得するまでA株式会社B事業所に継続して勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私は、昭和30年4月頃にC株式会社G営業所

から同社D支店に転勤になり家族でH地区に引っ越したが、その頃の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

転勤になっても継続して勤務したので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社B事業所及びE株式会社F事業所において給与などの一般事務の業務に就いていたとする同僚は、「申立人は、現場と事務所との連絡事務をしていた。私がE株式会社F事業所を退職するまでの間は一緒に勤務していた。」旨回答しているところ、当該同僚のオンライン記録によれば、当該同僚は、A株式会社B事業所において昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得、23年12月1日に資格を喪失し、E株式会社F事業所において同年12月30日に資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間①においてA株式会社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「名簿」という。）及び厚生年金保険台帳記号番号払出簿により、申立人は同社B事業所において昭和19年6月1日（保険料の徴収が開始されたのは昭和19年10月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記A株式会社B事業所に係る名簿において、申立人は、昭和21年4月1日に標準報酬等級の改定が行われたことが確認できるが、資格喪失日が記載されていないところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「台帳」という。）は確認できないものの、前述の同僚に係る台帳によると、当該同僚は23年12月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A株式会社B事業所に係る名簿に記載のある申立人及び前述の同僚を含む被保険者55人全員について名簿に資格喪失日の記載が無いことなどから、保険出張所（当時。昭和22年4月からは、社会保険出張所）における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は23年12月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和23年12月1日から同年12月30日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は、E株式会社F事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同日までA株式会社B事業所に継続して勤務していたとしており、前述の同僚は、「A株式会社B事業所はE株式会社F事業所に社名変更した。私は給与などの一般事務をしており、社名変更後も継続して勤務した。勤務している期間は申立人と一緒であった。A株式会社B事業所とE株式会社F事業所の事務所は同じ場所であった。」旨回答していることから、申立人は、E株式会社F事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となるまでの期間についても継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和23年12月30日であると認められることから、上記訂正後の資格喪失日（昭和23年12月1日）に係る記録を同年12月30日に訂正することが必要である。

申立期間②について、C株式会社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和30年4月26日にC株式会社G営業所から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、C株式会社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得時（昭和30年5月）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出に係る具体的な資料等は無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①及び②は 36 万円、申立期間③は 18 万 4,000 円、申立期間④は 41 万 3,000 円、申立期間⑤は 42 万 6,000 円、申立期間⑥は 20 万 3,000 円、申立期間⑦は 30 万 5,000 円、申立期間⑧は 27 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 16 日  
② 平成 15 年 12 月 19 日  
③ 平成 16 年 7 月 22 日  
④ 平成 16 年 12 月 24 日  
⑤ 平成 17 年 12 月 26 日  
⑥ 平成 18 年 7 月 24 日  
⑦ 平成 18 年 8 月 10 日  
⑧ 平成 19 年 12 月 20 日

私は、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間に同社から賞与が支給されたが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、C銀行及びD銀行の回答によると、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立人の平成 16 年度から 20 年度まで（平成 15 年から 19 年までの所得分）の住民税決定証明書により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録における平成 15 年から 19 年までの申立人の標準報酬月額に

基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが確認できる。

さらに、申立人と同様にB事業所に勤務していた同僚が所持する申立期間①から⑧までに係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①から⑧までにおいて厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、前述のC銀行及びD銀行の回答、住民税決定証明書並びに同僚が所持する賞与の支給明細書により算出した厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は36万円、申立期間③は18万4,000円、申立期間④は41万3,000円、申立期間⑤は42万6,000円、申立期間⑥は20万3,000円、申立期間⑦は30万5,000円、申立期間⑧は27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑧までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3560

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和47年3月15日、資格喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月15日から同年4月1日まで

私は、昭和44年4月1日付けでA株式会社に採用され、同時に同社B事業所（厚生年金保険の適用事業所は、A株式会社）に配属された。その後、46年11月10日付けで業務実習のため同社C事業所（厚生年金保険の適用事業所は、A株式会社D営業所）に配属され、47年3月15日付けで同社B事業所に戻り、同年4月1日付けで同社D営業所に配属された。この間、一日も空けずに継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、E健康保険組合から提出された適用台帳、A株式会社から提出された人事記録及び同社の回答並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において同社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社では、「申立期間について厚生年金保険に加入させない取扱いは無く、当該期間の資格取得及び資格喪失の届出は、A株式会社本社において行ったと推察される。」、「確認できる資料は無いが、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除した。」旨回答してい

る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記人事記録の給料月額並びに申立人のA株式会社D営業所における昭和47年2月及び同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では、「確認できる資料は無いが、納付していたものと考えられる。」と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月24日から同年10月1日まで

私がA株式会社からグループ会社であるB株式会社へ出向していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間当時、給与は出向元であるA株式会社から支給されており、私が所持する給与の支給明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されているので、申立期間を同社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A株式会社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和38年8月26日に同社からグループ会社であるB株式会社へ出向したことが確認できることから、申立期間において、両社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する給与の支給明細書及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、同社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険事業所別被保険者名簿の被保険者資格喪失時（昭和38年7月）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて

は、A株式会社の事業主は申立期間当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3563

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年4月から13年10月までは20万円、同年11月から18年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和52年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成12年4月1日から18年9月1日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が支払われた給与と比較して低額であることが分かった。

給与明細書等を提出するので、支払われた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成12年4月から13年10月までは20万円、同年11月から18年8月ま

では 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の回答は無いが、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3565

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月1日から同年7月1日まで  
② 昭和24年8月1日から27年3月1日まで  
③ 昭和29年11月1日から37年9月1日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人に支給されたとする脱退手当金は、昭和27年7月1日から28年9月1日までのA社に係る厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこの期間を失念するとは考え難い。

また、前述の脱退手当金が未請求とされている厚生年金保険被保険者期間は、申立期間②に係る事業所と同一の事業所であると考えられる上、各申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）は、書換え前及び書換え後の旧台帳が存在し、いずれの旧台帳にも社会保険庁年金保険部業務課（当時）から裁定庁に対し、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等の回答がなされた旨を示す記載が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1908

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで  
申立期間について、国民年金保険料の未納期間とされているが、当時は、A市において国民健康保険に加入し、国民健康保険料の領収書も所持しているため、国民年金保険料も納付していると思う。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格は、A市の職権適用払出簿に記載された国民年金手帳記号番号により取得しており、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同名簿を作成したのは昭和61年2月10日であることが確認できることから、その頃、同市が職権適用により申立人に手帳記号番号を払い出したものと推認され、申立人は当該払出時点まで国民年金に未加入であったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付したとしているが、上述の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間については過年度保険料となり、申立人の主張とは異なり当該期間の保険料を納期限までに納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付したとしているところ、納付日が確認できる分に関しては同一日に夫婦の保険料を納付していることが確認できるが、申立期間について、申立人の妻は国民年金の未加入期間と記録されており、制度上、妻の保険料を納付することはできない。

加えて、A市及び申立期間後に転居したとするB郡C町（現在は、D

市)の国民年金被保険者名簿及び電子データにおいても、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3552

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 15 日から平成 7 年 6 月 1 日まで  
私の夫は、昭和 54 年 1 月 15 日に A 株式会社に入社し、勤務地の異動はあったものの、平成 10 年 8 月に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険への加入は 7 年 6 月 1 日からとなっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によれば、申立期間の大部分を占める昭和 54 年 1 月 15 日から 56 年 11 月 10 日までの期間、57 年 1 月 14 日から 61 年 3 月 10 日までの期間及び 62 年 6 月 15 日から平成 10 年 8 月 7 日までの期間において、申立人が A 株式会社勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の事務担当者は、「申立人は、B 業務担当員であったため、C 国民健康保険組合の第二種組合員（D の身分の者）として健康保険及び雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったため、厚生年金保険料も控除していなかった。平成 7 年 6 月に会計検査院の検査が入り、B 業務担当員であっても D の身分以外の者は厚生年金保険に加入させるよう指導があり、申立人も同年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入させた。」旨述べている。

また、A 株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は平成 7 年 6 月 1 日として提出され、同年 6 月 20 日付け E 社会保険事務所（当時）の

「調査確認済」の受付印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻から提出された申立人のA株式会社に係る平成4年7月分給与明細書によれば、健康保険料及び雇用保険料は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、A株式会社（本社）勤務と考えられる者、申立人の妻から名前の挙がった同僚及び雇用保険の加入記録から申立期間に申立人と同じ事業所に勤務していたと考えられ、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者を特定し、所在が確認できた11人に対して照会を行ったところ、8人から回答が得られ、そのうちの2人は、何も分からないとしているが、同社の事業所に勤務していたとする4人、同社（本社）勤務の正社員だった者及びB業務担当員の管理業務を行っていたとする者の計6人は、「B業務担当員は厚生年金保険に加入させてもらえず、平成7年頃に加入するようになった。」旨回答している。

これらのことから、A株式会社は申立期間当時、B業務担当員であった申立人について、厚生年金保険に加入させておらず、平成7年頃に加入手続を行ったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3558（青森厚生年金事案 800 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月頃 から 60 年 3 月 12 日まで

私は、有限会社Aにおいて勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことについて年金記録確認B地方第三者委員会（当時）へ申立てを行ったものの、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、新たな資料として提出する昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票によれば、社会保険料が控除されており、46 年 9 月頃から 60 年 3 月 12 日まで有限会社Aにおいて継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについて、雇用保険の記録及び有限会社Aの元取締役の証言から、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、i) 同社の元取締役は、「有限会社Aは雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。従業員から厚生年金保険料は控除していない。従業員は国民年金に加入していたと思う。」と回答している上、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないこと、ii) 商業登記簿から、同社は既に閉鎖されていることが確認できる上、事業主も死亡しており、申立人が名前を挙げた元上司の連絡先は不明であることから、申立てを裏付ける証言を得ることができないこと、iii) 申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していること、iv) ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者

委員会の決定に基づく平成 23 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間を昭和 46 年 9 月頃から 60 年 3 月 12 日までの期間に変更し、新たな資料として 59 年分の給与所得の源泉徴収票を提出し、申立期間において有限会社 A に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、当該源泉徴収票に記載されているのは、申立期間のうち昭和 59 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る給与等の支給額及び社会保険料等の金額であり、当該社会保険料等の金額は、当該給与等の支給額に当時の雇用保険料率を乗じた金額とほぼ一致している上、有限会社 A の元取締役は、同社は雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料は控除していなかったとしていることから、源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、雇用保険料であったと考えるのが妥当である。

また、申立人は申立期間において継続して有限会社 A で勤務したとして、申立人に係る雇用保険の支給台帳全記録照会によると、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月 13 日から同年 7 月 26 日までの期間及び 59 年 2 月 11 日から同年 8 月 20 日までの期間は基本手当の支給を受けていることが確認できることから、当該期間については、同社において勤務が継続していたとは考え難い。

以上のことから、申立人から提出された新たな資料については、年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3559（青森厚生年金事案 800 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 16 日から 46 年 8 月頃まで

私は、有限会社Aにおいて勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことについて年金記録確認B地方第三者委員会（当時）へ申立てを行ったものの、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

前回は、有限会社Aに勤務したとして申立てを行ったが、申立期間については、C株式会社D事業所に勤務していたことを思い出した。

C株式会社D事業所には、昭和 44 年 3 月 22 日から 46 年 8 月頃まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 45 年 8 月 16 日となっている。

しかし、昭和 46 年 8 月頃にC株式会社D事業所内で火災があり、その直後に退職したはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間のうち、昭和 45 年 9 月 11 日から 50 年 12 月 25 日までの期間について、雇用保険の記録及び有限会社Aの元取締役の証言から、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、i) 同社の元取締役は、「有限会社Aは雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。従業員から厚生年金保険料は控除していない。従業員は国民年金に加入していたと思う。」としている上、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらないこと、ii) 商業登記簿から、同社は既に閉鎖されていることが確認できる上、事業主も死亡しており、申立人が名前を挙げた元上司の連絡先は不明であることから、申立てを裏付ける証言を得ることができないこと、iii) 申立人

は申立期間について国民年金保険料を納付していること、iv) ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づく平成 23 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前は、有限会社Aに勤務したとして申立てを行ったが、昭和 45 年 8 月 16 日から 46 年 8 月頃までについては、C株式会社D事業所に勤務していたことを思い出した。」として、申立期間及び申立てに係る事業所を変更し、再度申立てを行っている。

しかしながら、C株式会社D事業所は、申立人に係る労働者名簿及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しを提出しているところ、当該労働者名簿において「昭和 45 年 8 月 15 日退職」と記載されていることが確認できる上、当該通知書における資格喪失日は昭和 45 年 8 月 16 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人のC株式会社D事業所における雇用保険の被保険者記録の離職日は昭和 45 年 8 月 15 日となっている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びE厚生年金基金が提出した加入員記録原簿によると、申立人は同年 8 月 16 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、いずれもオンライン記録と符合している。

さらに、申立人は、昭和 46 年 8 月頃にC株式会社D事業所で火災があり、その直後に退職したとしているところ、同僚 4 人に対し、申立期間当時、同社D事業所で火災が発生した事実について照会したところ、全員が申立人の証言している時期（昭和 46 年 8 月頃）とは違うとしており、2 人は火災があったのは昭和 45 年\*月であったとしている上、同社D事業所が提出した同社の社史によると、同年\*月に同社D事業所内に所在したF事業所が漏電で焼失したとの記載が確認できる。

加えて、申立人の戸籍の附票によると、昭和 45 年 8 月 17 日にG市へ転入していることが確認できるところ、申立人の国民年金被保険者台帳によると、同市において同日に被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3562（福島厚生年金事案 1307 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険第4種被保険者期間として認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、厚生年金保険第4種被保険者として申立期間の厚生年金保険料を納付したが、過誤納であるとして還付を受け、当該期間は未加入期間とされている。このことについて、年金記録確認A地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが訂正不要と判断された。

しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているのは社会保険事務所（当時）の不法行為によって生じたものであり納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 昭和 60 年改正前の厚生年金保険法第 17 条により、「第4種被保険者は、厚生年金保険被保険者期間が 20 年に達したときは、その資格を喪失する。」と定められているところ、オンライン記録によれば、平成 2 年 12 月 18 日及び 11 年 6 月 8 日に申立人に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録が統合されたことが確認でき、当該記録統合により、申立人の厚生年金保険被保険者期間は、昭和 59 年 9 月 1 日時点で 20 年に達したことになり、申立期間を第4種被保険者期間とする必要は無いことから、当時の取扱要領に基づき、申立人の裁定手続時である平成 16 年 4 月 7 日に社会保険事務所が行った厚生年金保険第4種被保険者期間に係る申立人の資格喪失手続は、法令に照らし適正であったものと考えられること、ii) 厚生年金保険第4種被保険者期間に係る資格喪失手続に伴って生じる過誤納保険料について、社会保険事務所は、同年 7 月に還付決議を行い、当該保険料を還付していることが確認できるところ、申立人自身も還付金を受け取ったことを認めていることなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会の決定に基づく 24 年 2 月 2 日付け

厚生年金保険第4種被保険者期間として認めることはできないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな事情として、B年金事務所が年金記録確認A地方第三者委員会に回答した平成23年9月8日付け「資料及び意見の提出の求めについて（回答）」を提出し、申立期間は、社会保険事務所の不法行為により生じた厚生年金保険の未加入期間であると主張している。

しかしながら、申立人が提出した上記回答書は、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間を厚生年金保険第4種被保険者として認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3564

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月頃から 61 年 3 月頃まで

私は、申立期間においてA株式会社に勤務し、B職としてC業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の証言等により、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によれば、A株式会社は、昭和 58 年 7 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、60 年 8 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立期間のうち 59 年 4 月から 60 年 7 月までは、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A株式会社の元事業主は、当時の資料が無いこと等から申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除等について不明と回答している。

さらに、複数の元同僚に照会したところ、申立期間のうち、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間について、「厚生年金保険料は給与から控除されていない。」、「当該期間は国民健康保険に加入していた。」旨証言している。

加えて、A株式会社は、昭和 60 年 8 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となっているところ、前述の複数の同僚は、「雇用保険には加入させても厚生年金保険には加入させないことがあった。」としており、そのうち 1 人は、「B職については、古参の数人だけが厚生年金保険に加入し

ていた。」旨証言している上、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた3人の元同僚についても、オンライン記録において同社に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらないことから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、申立人が提出したC市の国民健康保険料の領収書から、申立人は、申立期間に同市の国民健康保険に加入し、同保険料についても完納していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。